

令和4年第1回臨時市議会議案

岸和田市

令和4年第1回臨時市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第2号	専決処分の報告について	P. 1
議案第36号	専決処分の承認を求めるについて (岸和田市市税条例の一部改正について)	P. 11
議案第37号	専決処分の承認を求めるについて (令和4年度岸和田市一般会計補正予算(第1号))	P. 17

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和4年5月18日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第5号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年4月21日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条第72号中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分第6号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年4月26日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	435,766円 (車両修繕費等)

専決処分第7号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年4月26日処分

岸和田市長 永野耕平

記

損害賠償の発生原因	金額
市道上における負傷事故	141,640円 (治療費等)

議案第36号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和4年5月18日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第3号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年3月31日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第42条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第79条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第79条の3第1項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第13条第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第20項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第22項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第14条第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等

住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第17条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第30条中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第37条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第37号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和4年5月18日提出

岸和田市長 永野耕平

専決処分第4号

令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度岸和田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,179,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年4月19日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 府支出金		6,665,563	7,000	6,672,563
	02 府補助金	1,503,176	7,000	1,510,176
歳入合計		82,172,780	7,000	82,179,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
09 消防費		1,991,611	7,000	1,998,611
	01 消防費	1,991,611	7,000	1,998,611
歳 出 合 計		82,172,780	7,000	82,179,780

各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 府支出金	6,665,563	7,000	6,672,563
歳入合計	82,172,780	7,000	82,179,780

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
09 消防費	1,991,611	7,000	1,998,611
歳出合計	82,172,780	7,000	82,179,780

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	7,000	0	0	0
0	7,000	0	0	0

2 歳 入

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,665,563	7,000	6,672,563
02 府補助金	1,503,176	7,000	1,510,176
07 消防費府補助金	2,867	7,000	9,867

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 消防費補助金	7,000	救急・救命事業費補助金 7,000 (警備課)

3 歳 出

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	1,991,611	7,000	1,998,611	7,000	0	0	0
01 消防費	1,991,611	7,000	1,998,611	7,000	0	0	0
01 常備消防費	1,656,644	7,000	1,663,644	7,000	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	1,300	107500		10 需用費	1,300
		救急・救命事業	7,000	医薬材料費	1,300
13 使用料及び賃借料	1,500	(警備課)		13 使用料及び賃借料	1,500
				その他の使用料及び賃借料	1,500
17 備品購入費	4,200			17 備品購入費	4,200
				機械器具費	4,200